

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林水産業者等の皆様へ

## 農林水産業災害対策資金のご案内

## ◆ 資金の概要

対象	新型コロナウイルス感染症
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生している農林水産業者で、その影響を融資機関において確認できた者
資金使途	・ 農業経営安定のための運転資金 ・ 生活維持に必要な資金
融資利率	0.20%（令和2年4月20日現在） * 県の利子補給承認時と貸付実行時と比較して低い方の利率を適用
償還期限	5年以内（うち据置期間1年以内）
融資限度額	・ 運転資金 個人 1,000万円 法人 2,000万円 ・ 生活維持資金 個人 300万円
取扱金融機関	静岡県信用農業協同組合連合会、県内の農業協同組合 静岡県信用漁業協同組合連合会
償還方法	元本均等年賦償還
申込期間	令和2年5月1日～令和3年3月31日

## ◆ 手続き（次の書類を取扱金融機関に提出してください。）

借入申込書	融資機関所定様式
借入調書	県所定様式
新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表	県所定様式

## ◆ 問い合わせ先

静岡県経済産業部農業ビジネス課 HP

[http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-330/nougyo\\_top.html](http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-330/nougyo_top.html)

農業：農業ビジネス課 054-221-2629

水産：水産振興課 054-221-2694

林業：林業振興課 054-221-2667

